

船橋市おたふくかぜワクチン任意予防接種実施要綱

（目的）

第1条 この要綱は、市がおたふくかぜワクチン任意予防接種を実施することにより、おたふくかぜの発生・蔓延の予防及びおたふくかぜ罹患により1,000人に1人の割合で発症する可能性のあるムンプス難聴（発症すると聴力の回復が困難）等を予防するとともに、予防接種に係る経済的負担を軽減し、予防接種を受けやすい環境を提供することを目的とする。

（対象者及び接種回数）

第2条 対象者は、おたふくかぜワクチン任意予防接種の接種日において船橋市の住民基本台帳に記録がある者（その他市長が認めた者を含む。）であって、平成31年4月2日以降に生まれた1歳の者とする。

2 前項の規定にかかわらず、おたふくかぜ罹患歴のある者および予防接種法施行規則（昭和23年厚生省令第36号）第2条に規定する予防接種不適当者に該当する者は、対象外とする。

3 接種回数は1回とする。

（自己負担額）

第3条 前条に規定する対象者（以下「対象者」という。）がおたふくかぜワクチン任意予防接種を受けた場合の自己負担額は、各医療機関の接種料金から3,000円を差し引いた額とする。

2 前項の規定にかかわらず、市民税非課税世帯の者、生活保護法（昭和25年法律第144号）に基づく保護を受けている世帯（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）に基づく支援給付を受けている世帯を含む。）の者が接種を受けた場合は、無料とする。

（実施方法）

第4条 対象者はあらかじめ市から送付される船橋市おたふくかぜ任意予防接種予診票に必要事項を記入の上、市がおたふくかぜワクチン任意予防接種の実施を委託する医療機関（以下「協力医療機関」という。）へ提出するものとする。

2 船橋市おたふくかぜ任意予防接種予診票を紛失、未着等の理由で持参できない者については、協力医療機関備え付けの予診票を使用するものとする。

3 前2項の規定により対象者から予診票の提出を受けた協力医療機関は、提出された予診票の内容を確認し、適当と認める場合は、予防接種を行うものとする。

（協力医療機関以外での予防接種）

第5条 対象者がやむを得ない理由により、おたふくかぜワクチン任意予防接種を協力医療機関以外の医療機関等（以下「その他医療機関等」という。）で受けるときは、「船橋市予防接種費用助成要領」の規定に従い、事前に申し込みを行い、予防接種を受けるものとする。

2 前項の場合において、詳細は船橋市予防接種費用助成要領の規定に従って実施するものとする。

（返還請求）

第6条 市長は、偽りその他不正な手段によりおたふくかぜワクチン任意予防接種を受けた者があるときは、当該予防接種を受けた者に対し、おたふくかぜワクチン任意予防接種に要した費用の一部又は全部の返還を求めることができる。

（事故防止等）

第7条 おたふくかぜワクチン任意予防接種の実施に当たり、予防接種を行う医師は事故防止に万全を期するものとし、実施中に事故等が生じた場合は、速やかに市長に報告するものとする。

（健康被害救済）

第8条 市長は、対象者等から健康被害発生連絡を受けたとき、又は協力医療機関若しくはその他医療機関等から事故の報告を受けたときは、必要な書類の提出を求めた上、提出があり次第、船橋市予防接種健康被害調査委員会を設置し、その調査に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 市長は、前項の規定により予防接種による健康被害が確認されたときは、千葉県市町村予防接種事故補償等条例（昭和52年千葉県市町村総合事務組合条例第19号）の規定に基づき救済手続を行うものとする。

3 前項の規定は、予防接種により健康被害を受けた者が独立行政法人医薬品医療機器総合機構法（平成14年法律第192号）に基づく救済手続を行うことを妨げるものではない。

（補則）

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。